

航空自衛隊訓令第3号

航空警務隊の任務及び運用に関する訓令を次のように定める。

昭和36年6月30日

防衛庁長官 西村 直巳

航空警務隊の任務及び運用に関する訓令

<b>改正</b>	昭和37年2月14日	空自訓第1号	昭和47年5月10日	空自訓第16号	昭和59年1月25日	空自訓第2号
	昭和38年3月18日	空自訓第2号	昭和47年9月28日	空自訓第29号	平成4年4月10日	空自訓第23号
	昭和39年9月4日	空自訓第7号	昭和48年10月12日	空自訓第54号	平成13年11月2日	庁訓第76号
	昭和39年12月1日	空自訓第10号	昭和49年4月11日	空自訓第27号	平成15年3月26日	庁訓第14号
	昭和40年11月13日	空自訓第6号	昭和53年4月4日	空自訓令第14号	平成16年12月20日	庁訓第49号
	昭和42年2月28日	空自訓第2号	昭和54年12月18日	空自訓令第23号	平成17年6月28日	空自訓第22号
	昭和42年10月7日	空自訓第8号	昭和56年6月25日	空自訓令第31号	平成17年9月29日	空自訓第28号
	昭和45年9月28日	空自訓第3号	昭和57年4月30日	庁訓第19号	平成19年1月5日	庁訓第1号

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 司法警察業務の指揮と連絡（第7条－第9条）

第3章 司法警察業務の担当区域（第10条）

第4章 保安業務の実施（第11条）

第5章 司法警察業務の監査（第12条－第14条）

第6章 雑則（第15条－第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、航空警務隊の任務及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（航空警務隊の任務）

第2条 航空警務隊は、主として犯罪の捜査及び被疑者の逮捕（以下「

司法警察業務」という。)を行ない、あわせて部隊及び機関(以下「部隊等」という。)の長(基地司令を含む。以下同じ。)の行なう交通の統制、警護並びに規律違反の防止等に協力してこれらの業務(以下「保安業務」という。)を行なうことを任務とする。

(航空警務隊司令)

第3条 航空警務隊の長は、航空警務隊司令とし、警務官をもつて充てる。

2 航空警務隊司令は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空警務隊の隊務を統括する。

3 航空警務隊本部の事務は、航空警務隊司令が掌理する。

(副司令)

第3条の2 航空警務隊に副司令1人を置き、警務官をもつて充てる。

2 副司令は、航空警務隊の隊務につき航空警務隊司令を助け、航空警務隊司令に事故があるとき、又は航空警務隊司令が欠けたときは、航空警務隊司令の職務を行なう。

3 副司令は、航空警務隊司令の命を受け、航空警務隊本部の部内の事務を整理する。

(地方警務隊長)

第4条 地方警務隊の長は、地方警務隊長とし、警務官をもつて充てる。

2 地方警務隊長は、航空警務隊司令の指揮監督を受け、地方警務隊の隊務を統括する。

(警務連絡班の配置)

第5条 航空警務隊司令は、航空幕僚長の定めるところにより、所要の基地又は分屯基地に警務連絡班を置くことができる。

(警務官等)

第6条 航空警務隊に所属する警務官等(警務官及び警務官補をいう。以下同じ。)は、航空警務隊司令又は地方警務隊長の指揮監督を受け、司法警察業務及び保安業務を行なうものとする。

## 第2章 司法警察業務の指揮と連絡

(捜査指揮)

第7条 自衛隊犯罪捜査服務規則(昭和34年防衛庁訓令第72号)第22条第1項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる犯罪については、航空警務隊司令に報告し、その指揮を受けて捜査を行なわなければならない。ただし、現行犯人の逮捕及び緊急逮捕の場合は、必要な処分を行なった後すみやかに指揮を受けるものとする。

(1) 外国人に関するすべての犯罪

(2) 自衛隊の規律維持又は秘密保持上重要な犯罪で航空警務隊司令で指示するもの

(3) 2以上の地方警務隊の担当区域にわたる犯罪

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に航空警務隊司令が指示する犯罪

2 航空警務隊司令は、前項第2号及び第4号の規定に基づき指示する場合は、あらかじめ航空幕僚長の承認を得なければならない。

3 第1項各号に掲げる犯罪について航空警務隊司令が捜査指揮を行な

う場合は、あらかじめ航空幕僚長に報告して行なうものとする。

(捜査の指揮事項及び指揮事項の記録)

第8条 捜査の指揮は、捜査着手の時期、捜査の方法その他捜査に関し必要な事項について行なうものとし、常にその責任を明確にしておかなければならない。

2 航空警務隊司令及び地方警務隊長は、指揮犯罪について捜査の指揮を受け、又は指揮を行なった場合においては、航空幕僚長の定めるところにより、捜査指揮伺簿又は捜査指揮簿にその経過を記録しておかなければならない。

(部隊等への連絡)

第9条 航空警務隊司令及び地方警務隊長は、犯罪の捜査に支障のない限りつとめて事件の概要その他必要な事項を関係の部隊等の長に通報するものとする。

### 第3章 司法警察業務の担当区域

(担当区域)

第10条 自衛隊犯罪捜査服務規則第23条による地方警務隊の担当区域は、別表のとおりとする。

### 第4章 保安業務の実施

(保安業務の実施)

第11条 航空警務隊司令及び地方警務隊長は、司法警察業務に支障のない限り、航空幕僚長の定めるところにより、保安業務を行なうもの

とする。

## 第5章 司法警察業務の監査

(司法警察業務の監査)

第12条 司法警察業務の監査は、航空警務隊の司法警察業務の遂行の適否を検討し、その適正化及び効率化をはかるため、実施するものとする。

(監査計画)

第13条 航空幕僚長は、年度ごとに司法警察業務の監査計画及び監査の実施に必要な事項を定め、防衛大臣の承認を得なければならない。

(監査の実施)

第14条 航空幕僚長は、航空警務隊の司法警察業務の監査を行ない、その結果を防衛大臣に報告するものとする。

## 第6章 雑則

(航空警務隊以外の部隊等に所属する警務官等の権限行使の制限)

第15条 航空警務隊以外の部隊等（航空幕僚監部を含む。）に所属する警務官等は、防衛大臣が特に命じた場合を除いては、司法警察業務を行なわないものとする。

(航空警務隊以外の部隊等の援助)

第16条 航空警務隊司令及び地方警務隊長は、業務を行なう場合特に必要があるときは、航空警務隊以外の部隊等の長に対して人員、車両、給養等について援助を求めることができる。

2 前項の規定により援助を求められた部隊等の長は、当該部隊等の業務に支障のない限り、必要な援助を行なわなければならない。

(出動時における航空警務隊の運用)

第17条 自衛隊法第76条の規定による防衛出動、第78条若しくは第81条の規定による治安出動又は第81条の2の規定による警護出動時における航空警務隊の運用については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

(委任規定)

第18条 この訓令の実施に関し必要な細部の事項は、航空幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和36年7月1日から施行する。

附 則 (昭和37年2月14日航空自衛隊訓令第1号)

この訓令は、昭和37年2月14日から施行し、昭和37年1月18日から適用する。

附 則 (昭和38年3月18日航空自衛隊訓令第2号)

この訓令は、昭和38年3月18日から施行する。

附 則 (昭和39年9月4日航空自衛隊訓令第7号)

この訓令は、昭和39年9月4日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則（昭和 39 年 12 月 1 日航空自衛隊訓令第 10 号）

この訓令は、昭和 39 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 11 月 13 日航空自衛隊訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 40 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 2 月 28 日航空自衛隊訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 42 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 10 月 7 日航空自衛隊訓令第 8 号）

この訓令は、昭和 42 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 9 月 28 日航空自衛隊訓令第 3 号）

この訓令は、昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 5 月 10 日航空自衛隊訓令第 16 号）

この訓令は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 9 月 28 日航空自衛隊訓令第 29 号）

この訓令は、昭和 47 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 10 月 12 日航空自衛隊訓令第 54 号）

この訓令は、昭和 48 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 11 日航空自衛隊訓令第 27 号）

この訓令は、昭和 49 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 4 日航空自衛隊訓令第 14 号）

この訓令は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和54年12月18日航空自衛隊訓令第23号）

この訓令は、昭和54年12月18日から施行する。

附 則（昭和56年6月25日航空自衛隊訓令第31号）

この訓令は、昭和56年6月25日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年1月25日航空自衛隊訓令第2号）

この訓令は、昭和59年1月26日から施行する。

附 則（平成4年4月10日航空自衛隊訓令第23号）

この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成13年11月2日航空自衛隊訓令第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊訓令第14号）

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成16年12月20日航空自衛隊訓令第49号）

この訓令は、平成17年1月17日から施行する。ただし、別表の改正規定中福津市に係る部分は同月24日から、宗像郡に係る部分は同年3月28日から、小笠郡に係る部分は同年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月28日航空自衛隊訓令第22号）

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日航空自衛隊訓令第28号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中宮若市に係る部分は平成18年2月11日から、奄美市に係る部分は平成18年3月20日から、嘉麻市に係る部分は平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

## 別表（第10条関係）

部隊名	担当区域
千歳地方警務隊	北海道
三沢地方警務隊	青森県 岩手県 秋田県
松島地方警務隊	宮城県 山形県 福島県
熊谷地方警務隊	群馬県 埼玉県（川越市、秩父市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、新座市及び和光市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡及び秩父郡を除く。） 長野県（飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡及び木曾郡を除く。）
木更津地方警務隊	千葉県
東京地方警務隊	東京都（小笠原村を除く。） 神奈川県
入間地方警務隊	埼玉県（川越市、秩父市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、和光市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡及び秩父郡に限る。） 東京都（小笠原村に限る。） 新潟県 山梨県
静岡地方警務隊	静岡県（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、周知郡及び浜名郡を除く。）
浜松地方警務隊	長野県（飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡及び木曾郡に限る。） 静岡県（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、周知郡及び浜名郡に限る。） 愛知県（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡及び宝飯郡に限る。）
小牧地方警務隊	愛知県（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡及び宝飯郡を除く。） 三重県
岐阜地方警務隊	岐阜県 滋賀県
小松地方警務隊	富山県 石川県 福井県
奈良地方警務隊	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県
美保地方警務隊	鳥取県 島根県 岡山県
防府地方警務隊	広島県 山口県 香川県 愛媛県
築城地方警務隊	福岡県（田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡及び築上郡に限る。） 大分県

芦屋地方警務隊	福岡県（北九州市、直方市、飯塚市、中間市、宗像市、福津市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡及び嘉穂郡に限る。）
春日地方警務隊	高知県 福岡県（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宗像市、福津市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡を除く。） 佐賀県 長崎県 熊本県
新田原地方警務隊	宮崎県 鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）
那覇地方警務隊	鹿児島県（奄美市及び大島郡に限る。） 沖縄県